

入会案内

一般社団法人横浜市歯科医師会に入会するにあたり

地区歯科医師会

横浜市歯科医師会

神奈川県歯科医師会

日本歯科医師会

これらの入会手続きが必要となります。(注1)



開業地区の入会手続きも同時に行えます。(注2)

注1 会員種別により入会が異なる場合がございます。

注2 地区独自の入会書類がある場合も有ります。

入会に関するご質問は横浜市歯科医師会事務局までご連絡ください。

電話でのお問い合わせ TEL 045-681-1553

入会フォームでのお問い合わせ

QRコードでのお問い合わせ



<https://ws.formzu.net/dist/S429642283/>

なお、入会フォームでのお問い合わせでは、お名前(読みが難しい先生はお名前のあとにフリガナの入力をお願いします)、電話番号、メールアドレス、開業地区等をご記入くださいますようお願いいたします。

一般社団法人横浜市歯科医師会
横浜市歯科医師連盟
「入会金、会費及び入会手数料一覧」

(単位:円)

項 目	正 会 員		準 会 員		
	第1種会員	第2種会員	第3種会員	第4種会員	第5種会員
入会金	0	0	0	—	0
入会手数料	10, 000	10, 000	10, 000	—	※③ 10, 000
年会費	60, 000	39, 000	26, 400	26, 400	26, 400
内 訳	横浜市歯科医師会会費(※②)	※① 42, 000	※① 21, 000	8, 400	8, 400
	横浜市歯科医師連盟会費	8, 000	8, 000	8, 000	8, 000
	福祉基金負担金	※④ 10, 000	※④ 10, 000	※④ 10, 000	※④ 10, 000
合計	70, 000	49, 000	36, 400	26, 400	36, 400

- ※① 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した正会員の会費はその年度の全額とし、10月1日以降入会した正会員の会費は、その年度の額の2分の1の額とする。
- ※② 30年以上本会会員であって満75歳に達した会員については、会員の申し出により次年度以降の会費を、理事会の決議により免除することができる。
- ※③ 準会員の第5種第1類会員として、医育機関及び医育機関附属病院等で勤務する者が入会する場合、入会手数料の負担を0円とする。
- ※④ 令和5年4月1日以降、福祉基金新規ご加入者の負担金を3年度分免除することができる。

年会費は、ご入会手続き時に現金または振込にてお支払くださいますようお願い申し上げます。

次年度より、ご入会手続き時に提出していただきます「預金口座振替依頼書」で、神奈川県歯科医師信用組合貴口座から年1回に引き落とさせていただきますのでご了承ください。なお、神奈川県歯科医師信用組合に口座のない場合は、請求書を送付いたしますので、振込または現金書留にてお支払くださいますようお願い申し上げます。

会員種別		就業形態等	資格要件
正 会 員	第1種会員	横浜市内の機関で就業する歯科医師で、当該機関の開設者、管理者又は歯科責任者等である者	・地区歯科医師会の正会員に相当する会員であり、神奈川県歯科医師会会員又は神奈川県歯科医師会会員となる者。 ・就業する機関を廃止又は休止するが、引き続き第1種会員としての資格を有することを希望する場合は、地区歯科医師会の承認を得ること。
	第2種会員	第1種会員の診療所で就業する歯科医師及び診療所を除く横浜市内の機関で就業する歯科医師(臨床研修歯科医を含む。)	・地区歯科医師会の正会員に相当する会員であり、神奈川県歯科医師会会員又は神奈川県歯科医師会会員となる者。 ・退職等の理由により就業しないが、引き続き第2種会員としての資格を有することを希望する場合は、地区歯科医師会の承認を得ること。
準 会 員	第3種会員	第1種会員の診療所で就業する歯科医師及び診療所を除く横浜市内の機関で就業する歯科医師(臨床研修歯科医を含む。) (例:配偶者が第1種会員で、本人は地区歯科医師会事業に参加する勤務医)	・地区歯科医師会の会員であり、神奈川県歯科医師会の正会員でない者。 ・就業する機関が発行する在籍証明書を毎年度提出すること。
	第4種会員	長期の疾病、老齢、退職、その他の理由により、開業せず、かつ診療に従事しない歯科医師	・10年以上本会の会員であること。 ※第4種会員申請書等をもって理事会承認を得ること。 ※ただし、開業もしくは診療に従事した場合は、第4種会員の資格を失うため、速やかに該当種別への異動手続きを行うこと。
	第5種会員 第1類	横浜市内の機関で就業する歯科医師及び横浜市内の機関で臨床研修を実施する歯科医師 (例:将来、独立開業を考えている勤務医、歯学部附属病院勤務者等)	・神奈川県歯科医師会及び地区歯科医師会の会員ではないこと。 ・臨床研修については、歯科医師法第16条2第1項に基づくものであること。 ・就業又は臨床研修を実施する機関が発行する在籍証明書を毎年度提出すること。
	第5種会員 第2類	その他、第1種会員、第2種会員、第3種会員及び第4種会員に該当しない歯科医師	・当該会員としての資格を有することが本会の理事会で承認されること。